

## (5) 組織の経営収支と所得の分配

平成20年度に、集落営農組織の所得が構成員にどのように配分されているかを分析した。21年度においても組織の経営収支の状況を明らかにした上で、所得がどのように配分されているかを分析する。

### 1) 経営収支の状況

#### (i) 収入の内訳

以下では、調査対象組織のうち複式簿記を採用している55組織（北海道の組織を除く）について、経営収支の状況を検討する。その際、経営規模による収支額の格差を捨象するために、各組織の収支データを集積面積で除した数値により比較する。なお、ここでは平成19年度と20年度の2年度分のデータの平均値を用いる。これは19年度の経営所得安定対策等の交付金、特に成績払いの支払いが遅かったために、多くの組織でその収入が20年度の会計に算入されているためである。

第5-14表をみると、調査対象組織の10a当たりの総収入額の平均は11万7千円であり、「農産物販売」が6万円と過半を占める。「農産物販売」の内訳は、「米販売」が4万4千円（総収入額に占める割合は38%）、「麦・大豆販売」が1万円（同9%）等となる。また、「農産物販売」に次いで収入額が多いのは、「補助金・交付金」の4万3千円（同37%）であり、その内訳は「産地確立交付金」が1万6千円（同14%）、「経営安定対策」が1万8千円（16%）等である。これら以外では、「その他収入」が8千円（同7%）、「作業受託」が5千円（同5%）となっている。

これら複式簿記を採用している組織の収入額に関する大きな特徴としては、「補助金・交付金」が組織の総収入の4割弱を占め、米の販売額と同程度となっていることが挙げられる。

この収入内訳を組織類型別にみると、「農産物販売」の割合が総収入額の過半を占めているのは、所得増・オペレーター型のI-A（66%）、所得増・全戸型のI-B（53%）、農地維持・全戸型のII-B（63%）、目的未決・全戸型のIII-B（70%）の各類型であり、他

第5-14表 総収入額に占める各収入項目の割合

比較項目	組合数 (組合)	平均集積面積 (ha)	10a当たり平均収入額 (千円)	収入											10a当たり平均支出額 (千円)	補助金依存率 (参考)
				合計	農産物販売				作業受託	補助金・交付金	産地確立交付金	経営安定対策	その他補助金	その他収入		
					農産物販売	米販売	麦・大豆販売	その他								
全体	55	49.7	116.6	100	51.7	38.0	8.6	5.1	4.5	36.6	13.9	15.7	6.9	7.2	96.1	37.5
I-A	6	36.3	155.6	100	66.1	51.8	5.5	8.9	5.3	22.9	8.2	7.2	7.5	5.8	133.8	19.4
I-B	6	37.2	125.9	100	52.9	41.4	6.6	4.9	5.6	34.9	8.7	21.4	4.8	6.6	94.1	34.9
II-A	19	37.6	122.8	100	44.2	28.2	9.9	6.0	7.1	39.9	19.9	11.2	8.7	8.8	110.9	40.8
II-B	12	31.1	96.6	100	62.5	50.1	5.5	6.9	0.3	31.6	13.4	13.2	4.9	5.6	75.9	31.2
III-A	8	127.2	102.6	100	32.6	21.9	10.7	0.0	5.3	52.1	14.0	27.2	10.9	10.0	95.9	58.5
III-B	4	46.6	102.5	100	69.6	54.9	14.5	0.2	0.4	27.8	3.3	24.3	0.2	2.2	41.6	29.7
法人組織	28	39.7	126.3	100	50.1	34.1	7.4	8.6	6.1	36.7	13.4	13.2	10.0	7.1	111.0	36.3
任意組織	27	60.0	106.6	100	53.4	42.1	9.7	1.5	2.8	36.4	14.4	18.2	3.7	7.4	81.8	38.7

資料：農林水産政策研究所調べ

注1) 平成19～20年度決算。複式簿記採用の55組織（除く北海道）。

2) 補助金依存率 = (産地作り交付金 + 経営安定対策) ÷ (農産物販売 + 産地作り交付金 + 経営安定対策) × 100

方、同割合が半分に満たないのは、農地維持・オペレーター型のⅡ－A（44%）と目的未決・オペレーター型のⅢ－A（33%）である。さらに、前者の各類型の収入内訳をみると、Ⅰ－Aは、「米販売」、「麦・大豆販売」の合計が総収入額の57%を占めているほか、野菜等の「その他」の販売収入額が9%あり、米や麦・大豆に加えて、複合部門の導入による農産物の販売収入額が大きなウェイトを占めている。この傾向はⅠ－BやⅡ－Bも同様であり、総収入額の5～7%を占める「その他」の農産物販売収入額によって組織の収入増加が図られている。これに対して、目的未決・全戸型のⅢ－Bの農産物販売収入額は、他の類型に比べ「麦・大豆販売」の占める割合が高く、「その他」の販売収入額は極めてごく僅かである。

他方、農産物販売収入額が総収入額の半分に満たなかったⅡ－AおよびⅢ－Aについては、「米販売」の占める割合がともに2割台と低い一方で「補助金・交付金」の割合が高くなっており、主に転作に取り組む補助金依存度の高い組織が、両類型に多く含まれていることを示している。なかでもⅢ－Aは、転作受託組織をベースとした集落営農組織が含まれていることから、「米販売」の占める割合が6類型中最も低い。同類型は、「麦・大豆販売」とともに「産地確立交付金」や「経営安定対策」の割合が比較的高いことに加え、転作用の共有機械を保有していることから「その他補助金」の割合も高い。

このほか、「経営安定対策」の割合に注目すると、Ⅲ－AおよびⅢ－Bでそれぞれ27%、24%と高いことから、両類型には経営所得安定対策への対応を主目的に立ちあげられた組織が多く含まれていると推察される。

なお、農産物販売収入額と補助金・交付金額との関係を見るために参考指標として試算した補助金依存率（{「産地作り交付金」＋「経営安定対策」} ÷ {「農産物販売」＋「産地作り交付金」＋「経営安定対策」} ×100）をみると、Ⅲ－Aが59%と最も高く、補助金・交付金受給額が農産物販売収入額を唯一上回っている。また、これに次いで、Ⅱ－Aも補助金依存率が41%と高い。

## （ii） 支出の内訳

同様の方法で支出項目をみると（第5-15表）、調査対象組織の10a当たりの総支出額の平均は9万6千円（総収入額に占める割合は82%）であり、その内訳は「その他支出」が5万7千円（同49%）と最も多く、これに次いで「労務費」が1万4千円（同12%）、「作業委託料」が9千円（同8%）、「地代・小作料」が9千円（同8%）、「構成員への分配金」が4千円（同4%）、「役員報酬」が2千円（同2%）となる。

この支出内訳を組織類型別にみると、総収入額に対する総支出額の割合が全組織平均（82%）を上回ったのは、所得増・オペレーター型のⅠ－A（86%）、農地維持・オペレーター型のⅡ－A（90%）および目的未決・オペレーター型のⅢ－A（94%）であり、逆に、全組織平均を下回ったのは所得増・全戸型のⅠ－B（75%）、農地維持・全戸型のⅡ－B（79%）および目的未決・全戸型のⅢ－B（41%）である。

第5-15表 総収入額に占める当期利益および各支出項目の割合

(単位：%)

比較項目	組合数 (組合)	平均集積面積 (ha)	10a当たり平均支出額(千円)	支 出							当期利益	
				合計	労務費 (給料・賃金)	地代・小作料	作業委託料	構成員への支払い	役員報酬	構成員への分配金		その他支出
全体	55	49.7	96.1	82.4	12.4	7.7	7.8	3.5	2.0	3.6	49.0	17.6
I-A	6	36.3	133.8	86.0	7.2	12.6	6.4	5.3	5.1	9.1	45.7	14.0
I-B	6	37.2	94.1	74.7	15.7	4.7	5.9	1.1	0.9	1.4	46.0	25.3
II-A	19	37.6	110.9	90.3	15.0	8.5	5.8	1.8	2.0	1.3	57.8	9.7
II-B	12	31.1	75.9	78.5	7.1	9.2	14.6	9.3	0.7	0.8	46.2	21.5
III-A	8	127.2	95.9	93.5	13.4	5.8	7.6	0.7	3.1	12.5	51.1	6.5
III-B	4	46.6	41.6	40.6	17.1	0.0	2.0	0.0	0.5	0.0	21.0	59.4
法人組織	28	39.7	111.0	87.9	12.2	10.6	6.7	3.2	3.3	2.6	52.5	12.1
任意組織	27	60.0	81.8	76.7	12.6	4.7	8.9	3.7	0.6	4.5	45.4	23.3

資料：農林水産政策研究所調べ

注1) 平成19～20年度決算。複式簿記採用の55組織(除く北海道)

2) 補助金依存率=(産地作り交付金+経営安定対策)÷(農産物販売+産地作り交付金+経営安定対策)×100

総収入額に占める総支出額の割合が最も高かったⅢ-Aは、他の類型に比べ「構成員への分配金」の割合が13%と高いほか、「労務費」も13%を占めており、構成員へ組織の所得をより多く分配しているために費用計上が多く、その結果、「当期利益」の割合が7%と最も低い。

一方、総支出額の割合が最も低かったⅢ-Bは、枝番方式の組織が多く含まれることから費用計上が少なく、その分「当期利益」の割合が59%と極めて高い。このⅢ-Bについては、費用管理も含めて、今後どこまで実質的なプール計算が進展するかに注目したい。

また、Ⅲ-Bに次いで総支出額の割合が低いのは、Ⅰ-B(75%)とⅡ-B(79%)である。Ⅰ-Bは、「労務費」の割合が16%と全組織の平均を4ポイント上回っており、Ⅱ-Bは、「作業委託料」が15%と同7ポイント、「地代・小作料」が9%と同1ポイントそれぞれ上回っているものの、両類型ともに「その他支出」の割合が低い。そのため、「当期利益」の割合が全組織の平均よりもそれぞれ8ポイント高い25%、4ポイント高い22%となっている。これらの組織は、組織の機械で作業を行った場合は「労務費」、構成員の機械で作業を行った場合は「作業委託料」という形態で麦・大豆の作業に係る経費を処理し、米は枝番方式で管理しているため、「当期利益」の割合が高くなっていると考えられる。

このほか、支出項目の内訳を詳細にみると、「労務費」と「地代・小作料」との間にはトレードオフの関係がうかがえる。例えば、Ⅰ-Aの「労務費」は7%と全組織の平均よりも5ポイント低い、「地代・小作料」は13%と逆に5ポイント高く、Ⅰ-Bの「労務費」は16%と4ポイント高いが、「地代・小作料」は5%と4ポイント低い。こうした関係がⅡ-Aを除くすべての類型で確認できる。つまり、構成員に対して労務費で支払っているのか、あるいは地代で支払っているのかといった、報酬の支払い方の違いがあるように思われる。このことは「3) 所得の配分先」において詳しくみることにする。

(iii) 収支決算

以上の結果、収支差額である10a当たりの当期利益は、調査対象組織の平均で2万1千円（総収入額に占める割合は18%）となった（前掲第5-15表）。組織類型別にみると、全組織の平均を上回ったのは、I-B（25%）、II-B（22%）、III-B（69%）の各類型であり、いずれも組織内での営農に多くの構成員がかかわる全戸共同型のB類型である。これら類型の組織では、可能な限り当期利益を計上した後、各構成員にそれを配分することが組織運営上の共通した目的になっていると考えられる。

なお、調査対象組織（55組織）のうち、当期利益がマイナス（収支が赤字）の組織は、5組織（9%）のみであった。ただし、繰り返しになるが、組織の収支は、収入の4割弱を占める補助金・交付金によって成り立っているのが実態である。仮にこの補助金・交付金の中の経営所得安定対策の支給が無くなった場合には、赤字組織が一举に31組織（56%）に増え、補助金・交付金がすべて無くなった場合には、39組織（71%）が赤字となる。

(iv) 構成員への配当

当期利益の構成員への配当基準をみると（第5-16表）、法人組織（13組織）では、組織の作業に従事した時間に応じて構成員に配分する「従事割」で配当を行っている組織が11組織（85%）と最も多く、次いで各構成員の経営面積に応じて配分する「面積割」が6組織（46%）であった。これを販売額の管理方式別にみると、「すべてプール計算」の組織では「面積割」と「従事割」の併用が多く、「米のみ枝番」と「すべて枝番」の組織では「従事割」が多い。

これに対して、配当を行っている任意組織（34組織）では、「面積割」が17組織（50%）、農産物の出荷量や金額に応じて配分する「出荷数量・金額割」が17組織（50%）と多い。

第5-16表 構成員への配当基準

(単位:組織数、%)

	合計	戸数割	面積割	従事割	出荷数量・金額割
法人組織	13 100.0	1 7.7	6 46.2	11 84.6	2 15.4
すべてプール計算	8 100.0	-	5 62.5	6 75.0	1 12.5
米のみ枝番方式	2 100.0	-	-	2 100.0	-
すべて枝番方式	3 100.0	1 33.3	1 33.3	3 100.0	1 33.3
任意組織	34 100.0	4 11.8	17 50.0	6 17.6	17 50.0
すべてプール計算	15 100.0	2 13.3	11 73.3	5 33.3	2 13.3
米のみ枝番方式	5 100.0	-	3 60.0	-	4 80.0
すべて枝番方式	14 100.0	2 14.3	3 21.4	1 7.1	11 78.6

資料:農林水産政策研究所調べ  
注:複数回答のため合計は100%とまらない。

管理方式別にみると、「すべてプール計算」の組織（15 組織）では「面積割」が 11 組織（73%）と多いが、「すべて枝番」の組織（14 組織）および「米のみ枝番」の組織（5 組織）では「出荷数量・金額割」がそれぞれ 11 組織（79%）、4 組織（80%）と多い。

これら配分方法の違いは、構成員から提供された農地がある場合、法人組織は借地として地代を支払うことから基本的に配当は「従事割」になるが、非法人である任意組織は借地が行えないため地代で支払うことができず、当期利益の配当を「面積割」で行っているとみられる。

## 2) 所得の状況

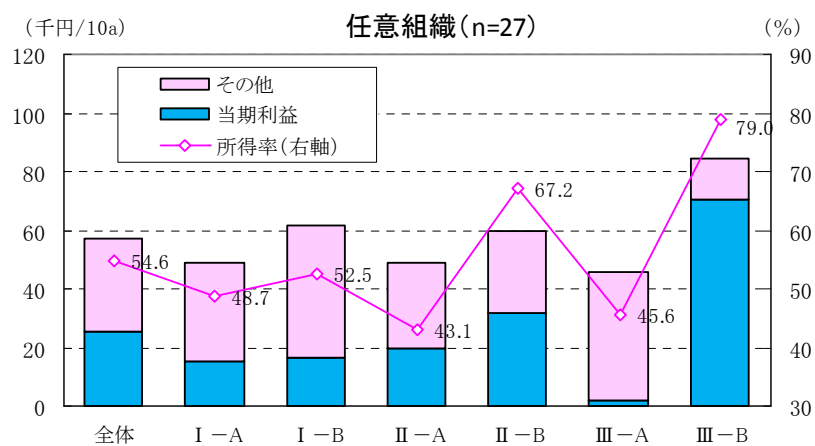
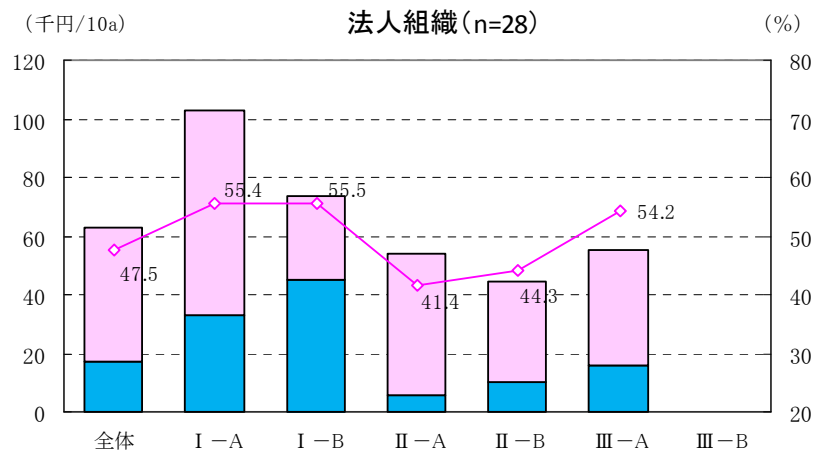
前述したように、任意組織では複式簿記の採用割合が 6 割にとどまっており、依然として単式簿記で経理を行っている組織も多い。このため任意組織においては、減価償却処理が行われていないなど費用が厳密に捕捉されておらず、その分だけ当期利益が過大となっている。

また、構成員への所得配分は、労務費、地代・小作料、作業委託料、分配金等の多様な形態で、集落営農組織の費用として構成員に支払われているほか、当期利益の確定後に剰余金の配当として支払われている場合もある。加えて支払い方法も、前項でみたように、土地の面積に応じて支払う方式や労働時間に応じて支払う方式等があり、法人組織と任意組織では支払い方法が異なる傾向がある。

こうした状況を踏まえ、以下では調査対象組織を法人組織と任意組織とに区分して、所得の分析を行う。なお、ここでは当期利益に労務費、地代・小作料、構成員への作業委託料、同分配金および役員報酬を加えたものを「所得額」とする。

さらに、収益性を判断する目安として、この所得額を総収入額で除して求めたものを「所得率」とする。すなわち所得率が高いということは、補助金・交付金によって下支えされているという側面はあるものの、基本的には集落営農組織が生産物の販売や役務提供を通じてより大きな価値を生み出していることを意味しており、同時に組織の収益率も高いと考えられる。集計の結果、集積面積 10 アール当たりの所得額は、複式簿記を採用する 55 組織平均で 7 万 1 千円であり、所得率は同 53%となった。

これを法人組織と任意組織とに区分して組織類型別にみたものが**第 5-13 図**である。まず法人組織では、所得増・オペレーター型であるⅠ-Aの所得額が最も大きく、所得増・全戸型のⅠ-B、農地維持・オペレーター型のⅡ-A、農地維持・全戸型のⅡ-Bの順に所得額が減少しているが、目的未決・オペレーター型のⅢ-AはⅡ-Aと同程度の所得額となっている。また、所得率は、Ⅰ-A、Ⅰ-B、Ⅱ-Aの順に低下しており、これら類型間では所得額と所得率に相関関係があることから、この類型順に所得を生む生産活動を行っているとみられる。なお、Ⅲ-AとⅡ-Bの両類型は、所得額は多くはないが、それに比べ所得率は比較的高い。



第 5-13 図 所得額と所得率

資料: 農林水産政策研究所調べ

注1) 複式簿記採用の55組織(除く北海道).

2) 所得額=当期利益+労務費+地代・小作料+作業委託料+役員報酬+構成員への分配金

3) 所得率=所得額÷総収入額×100

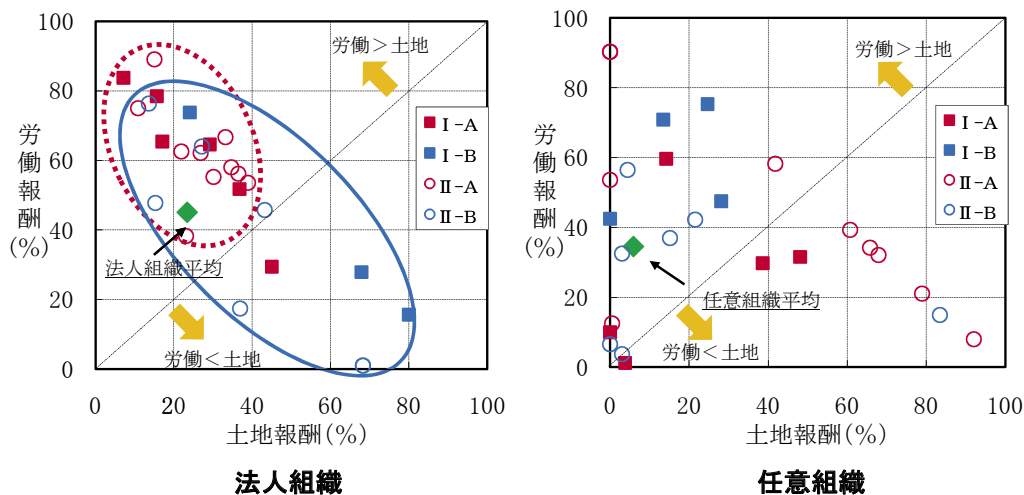
一方、任意組織については、I-AからIII-Aまでの各類型間に所得額の顕著な差はみられず、III-Bのみがこれら類型より所得額が大きい。また、法人組織に比べ、所得額に占める当期利益額の割合が高く、所得率もやや高い類型が多い。任意組織の当期利益が総じて大きい要因としては、減価償却費など未計上の費用が散見されることが挙げられる。実際に任意組織 27 組織のうち、労務費（給料・賃金）では5組織が、地代・小作料では15組織が支払額がゼロとなっている。

また、III-Bに多い枝番方式の組織が典型的であるが、物材費や減価償却費等のコスト負担は集落営農組織ではなく構成員が行うため、それら生産コストを含めて構成員に剰余金から資金が分配されている。このように任意組織では、当期利益の配当を通じて構成員の生産コスト負担分に充当されていることから、27組織のうち21組織が当期利益を「全額配当」している。なお、全額配当以外の6組織の内訳は、「内部留保」（配当後すぐに拠出金などの形式で組織に集めるものを含む）が4組織、「繰越利益剰余金」が2組織となっている。

### 3) 所得の配分先

集落営農組織が生み出した所得が「労働報酬」と「土地報酬」のどちらに多く分配されているのかをみるために、所得額に占める「労働報酬」と「土地報酬」の割合を対象組織ごとに示したものが第5-14図である。この図中の45度線よりも左上方に位置する場合には「労働報酬」への分配割合が、右下方に位置する場合には「土地報酬」への分配割合がそれぞれ高いことを示している。

なお、ここでの「労働報酬」は労務費（給料・賃金）、構成員への作業委託料、役員報酬の合計額とし、「土地報酬」は地代・小作料とした。さらに構成員へ配当を行っている組織については、当期利益から内部留保分を差し引いた額に構成員への分配金を加算した利益配当額を「構成員への配当基準」にしたがって按分し、「従事割」で配当する組織は「労働報酬」へ、「面積割」で配当する組織は「土地報酬」へ加算した。対象組織には、単式簿記で記帳している組織を含むが、目的未決のⅢ類型の組織は除外した。その上で、法人組織と任意組織とに区分して図示した。



第5-14図 所得の分配

資料：農林水産政策研究所調べ。  
注：Ⅲ類型を除く。

上図のとおり、法人組織では、I-AおよびII-Aが図の左上に集中しており、「労働報酬」への分配割合が高くなっている（図中の赤色点線で囲んだ部分）。また、B類型（I-B、II-B）の組織は図の左上から右下にかけて分散しており、「労働報酬」への分配割合が高い組織と、「土地報酬」への分配割合が高い組織とに分かれる（図中の青色実線で囲んだ部分）。一方、任意組織については、データの制約もあって全体にバラツキが目立ち、組織類型ごとに集中するような傾向はみられない。

#### 4) 小括

以上の分析の結果をまとめると、以下のとおりである。

調査対象組織の経営収支状況は、総収入額の4割近くを占める補助金・交付金によって組織の経営が成り立っていることが明らかになった。また、転作を主体とする補助金依存度の高い組織がある一方で、複合部門の導入等により農産物販売収入の増加を図っている組織があることも確認された。

所得の分析では、任意組織に枝番方式の組織が多く含まれることから、任意組織では所得額に占める当期利益の割合が高く、所得率も法人組織に比べやや高いことが明らかとなった。また、法人組織における所得の配分は、オペレーター主体型のⅠ-AおよびⅡ-Aでは「土地報酬」よりも「労働報酬」に多く配分されているが、全戸共同型のⅠ-BおよびⅡ-Bは組織によって様々であり、類型としての特徴は確認されなかった。

(木村 俊文)